第二十八号書式　　（平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正）

|  |
| --- |
| 普通恩給失権事由非該当申立書 |
| １　刑に処せられたこと等に関する申立て  　　（次の該当する番号に○印をつけてください。）  　　　　　　　　　　　　　(1)　退職（復員等）後  公務員（旧軍人等）は  　　　　　　　　　　　　　(2)　別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に  次の事項に該当したことがない。  ・　３年を超える懲役又は禁の刑に処せられたこと。  ・　在職中の職務に関する犯罪により禁以上の刑に処せられたこと。  ・　国籍を失ったこと。 |
| ２　再就職に関する申立て（次の該当する番号に○印をつけてください。）  公務員（旧軍人等）は退職（復員等）後、国家公務員、地方公務員共又  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(1)ない。  は旧公共企業体（三公社）職員として勤務したことが  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(2)ある。  （(2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。）  勤務期間　　　　　　　年　　　月　～　　　　　　年　　月  勤務先・官職名  勤務期間　　　　　　　年　　　月　～　　　　　　年　　月  勤務先・官職名  （上記の期間、勤務した公務員が死亡したことにより、あなたが扶助料又  は遺族（共済）年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機  関を次に記入してください。）  証書記号番号・年金コード  証書の発行機関 |

上記のとおり申し立てます。

年　　月　　日

申立者氏名